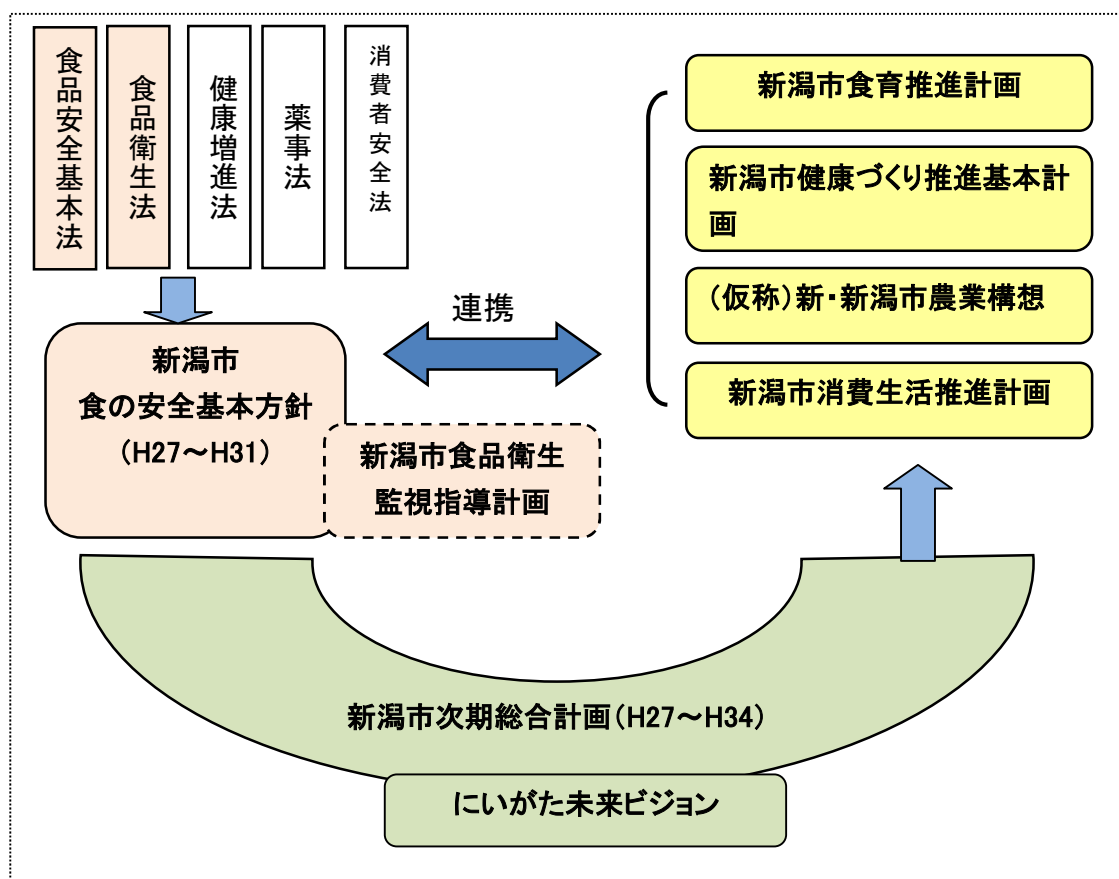


「新潟市食の安全基本方針」第二次改定の方針（案）

★ 制定の背景及び経緯

- 平成15年に、国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識のもと、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした「食品安全基本法」が制定され、国や地方公共団体の責務として「食品の安全確保に関する施策の策定及び実施」が明確に示された。また、住民からの意見を聴取し施策の充実を図ることが盛り込まれた。
- 本市においては、「食品安全基本法」の制定を受け、平成16年3月に「新潟市食の安全基本方針」を策定し、食の安全確保のための施策を展開してきた。
- その後、「食の安全」業務は、“食”に関する組織横断的課題であることから、本市における企画や調整などは食育・健康づくり推進課が所管し、平成19年度以降の意見交換会などの会議の事務局を担当してきた。
- 本市の食を取り巻く状況は、広域合併や政令指定都市への移行を経て大きく変化してきた。加えて、輸入食品や食物アレルギーなどに対する関心の高まりを踏まえ、平成22年3月に基本方針の第一次改定を行った。
- 平成23年の組織改革により、「食の安全」業務については食の安全推進課が中心となり推進しているところであるが、第一次改定で示された取組指標の最終目標年が平成26年度であるため、施策の推進状況の評価を踏まえ、更なる課題に対応するため第二次改定を行うものとする。



改定にあたっての考え方

第一次改定においては、新潟市食育推進計画との連携を強く打ち出した内容に改定された。
第二次改定にあたっては、新潟市総合計画及び関係課の計画等と連携しながらも、食の安心・安全確保の取り組みに絞り込んだ内容とする。

- 1 基本方針の位置づけ及び目的を明確にした上で、施策の設定を行う。また、行政・食品関連事業者の責務及び市民の役割についても明記し、関係者が連携して食の安心・安全の確保に取り組むことを示していく。
- 2 基本方針の役割については、食の安心・安全確保のための具体的取組の方向性及び取組内容を示すものであることが適切と考え、第一次改定で設定した「取組み指標」及び「目標値」については設定しない。
第二次改定においては、施策推進の評価のために「成果指標」を設定し、達成度のモニタリングを「食育・健康づくり市民アンケート」により実施し、評価していくこととする。
- 3 施策の推進にあたっては、具体的な取組の担当課を明記し、関係課が連携して食の安心・安全の確保に努めることを明確に示すこととする。
また、施策の進行管理については、毎年の取組み結果を取りまとめて、食の安全意見交換会において示し、市民にも公表する。
- 4 内容を全体的にスリム化し、誰が見ても分かりやすい内容とする。